平成２７年（フ）第１２９号
群馬県高崎市下小鳥町218番地１　アーバンヒルＦ－１号
債務者　島崎由美子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５４６号
さいたま市北区宮原町２丁目111番地５　フラワーハイム205、旧住所さいたま市浦和区元町１丁目６番12号　コトブキレジデンス203号室
債務者　森尾真沙代（旧姓堀切）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９６号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針３丁目126番地ミニョン　ビラ101
債務者　小川　葉子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１２号
さいたま市西区大字指扇領別所235番地１　シュシュシャンブル203号室、旧住所東京都板橋区東新町１丁目13番１号　コーポタイラ101号
債務者　落合　将寛
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目24番38―302号
債務者　鹿野　　愛
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
埼玉県狭山市広瀬台３丁目８番２号
債務者　遠藤　利廣
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７２号
埼玉県所沢市東新井町766番地の５　ベルグリーンハイツＤ―201
債務者　吉沢　　彰
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０８号
埼玉県入間市黒須１丁目12番　１―612号、前住所埼玉県狭山市鵜ノ木７番２号
債務者　内藤　敏一
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２０２号
静岡県伊東市荻412番地の５　角折住宅Ａ棟302号
債務者　森田　岩雄
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
静岡県駿東郡長泉町本宿110番地の22
債務者　和田　育美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
静岡県伊豆市下白岩610番地の７
債務者　村山　陽介
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
熊本県葦北郡芦北町大字立川264番地２
債務者　立畑　豊美
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月24日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２６７号
静岡県袋井市堀越３丁目７番地の１　クレール　103号室
債務者　比屋根レオナルドこと　ヒヤゴン　レオナルド
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目43番35号　メゾン青葉台５―206、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目21番31号　滝ヶ丘コーポ201
債務者　柳場シズエこと　ヤナバ　エレナ　シズエ
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６７１６号
東京都葛飾区東新小岩３丁目４―20―106
債務者　横川　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７４２号
東京都板橋区板橋４丁目12―８―301
債務者　根本秀子こと　簡　　秀卿
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部